

請地だより

— 第47号 —

令和2年8月発行

発行

たかさき法律事務所

〒370-0067 高崎市請地町11番地6 2階

TEL.027-325-9123 FAX.027-325-4101

●ホームページURL

<http://takasaki-law.gr.jp/>

●メールアドレス

office@takasaki-law.gr.jp

残暑御見舞申し上げます

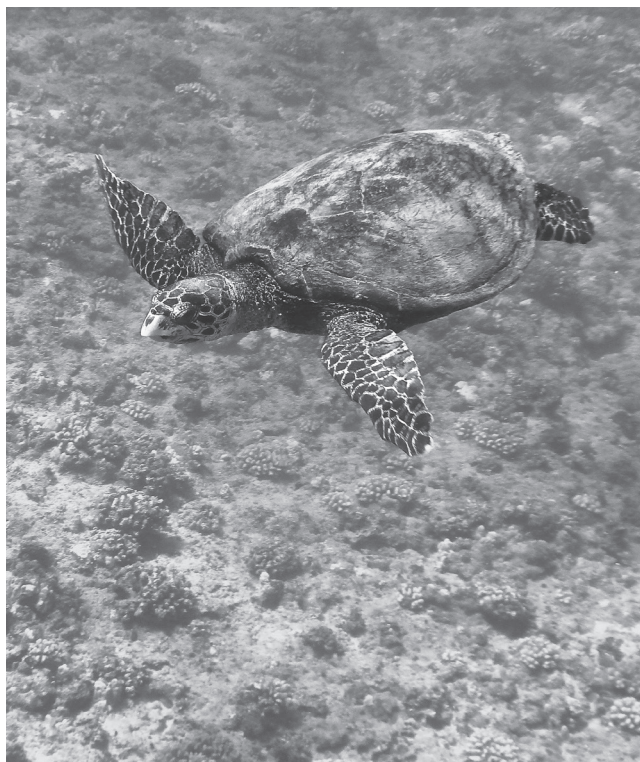
厳しい暑さが続いておりますが、皆様如何お過ごしでしょうか。

今年は、「コロナ禍」という予期せぬ災厄が発生し、不安の只中で日々を送られていると存じます。

新型コロナウイルス（COVID-19）の危険性とその防御策については、専門家によって判断がまちまちであり、どの言葉を信じればいいのか分からない状況にあります。

科学者の間で意見がまとまらない訳ですから、それを踏まえて、社会的・経済的な見地からどのような対策を行うか、という点について議論が収斂するはずもなく、各国政府が実際にしている施策の評価も人によって異なります。

こうした状況において、我々市民



は将来の見通しがつかないことに不安を覚え、消費活動は低調となり、それがさらなる経済活動の停滞につながるという悪循環が生じています。

COVID-19についての医科学的な研究が進み、ワクチンなどの開発が行われて初めて、経済活動も正常化するのかもしれない。

コロナ禍は、文明的な見地から、現代社会に大きな問題を突きつけており、とりわけ以下の二つの視点が重要だと思えます。

まず、人類は歴史上繰り返しウイルスに襲われていますが、COVID-19は過去のウイルス（スペイン風邪等）に比べて、現在のところ致死率は小さいにも拘わらず、世界恐慌に比肩すべき経済的インパクトを

与えている、という点です。

この背景には、グローバルゼーションの影響があります。極端な豊かさを求め進化した資本主義がもたらした経済格差や市民の分断といった歪みが、コロナ禍によって、ますます悪化することを懸念します。

次に、COVID-19によって、我々は、普段遠ざけている死の観念と向きあうことを余儀なくされたことです。海外で医療崩壊に陥った医療機関が、「命の選別」を行わざるを得なかった、というニュースを聞いて、心が痛まない人はいないと思います。

危機的な状況において弱者を優先的に助けることにこそ、人間の人間たる所以があるのだとすれば、COVID-19をめぐるつてやむを得ず繰り広げられる規制は、人間の尊厳を蔑ろにしているともいえます。

この点、例えば移動の自由で代表される人間の本質的な自由をどこまで制限すべきなのか、という問いは、身体と精神が密接不可分に結びついた我々人間の尊厳をどのように守るか、という問いにつながっています。身体の「生存」だけが確保されればいい、という発想は、人間の本质を見誤っているように思えます。

たかさき法律事務所は、先の見通せない、不安な時勢においても、地域の中小企業の皆様、市民の皆様に対して、有益な助言を行える法律事務所となるべく、弁護士・事務員一同、研鑽を積んでいく所存でございます。

今後とも、宜しくお願い申し上げます。

弁護士 長井 友之
 弁護士 栗原 秀和
 弁護士 田島 慎太郎
 弁護士 佐藤 亮
 弁護士 飯野 豪
 弁護士 並木 駿介
 弁護士 佐伯 智子
 事務局 武井 智子
 廣木 朋子
 堀内 敦子
 藤橋 こずえ
 吉田 眞樹子
 堀 哲也

弁護士 栗原 秀和

法律コラム

民法改正について

① 定型約款について

弁護士 佐藤 亮

一 令和二年四月一日から、改正民法の大部分が施行されました。

そこで、改正部分のうち、「定型約款」（第五四八条の二から同条の四）について、お話したいと思います。

二 「定型約款」とは

定型約款とは、定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう）において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいいます（第五四八条の二第一項）。具体例は、預金規定やソフトウェアの利用規約です。

三 従前の状況等

① いわゆる「約款」による取引は広く行われていますが、民法に「約款」に関する規定はありませんでした。

② 「約款」による取引は、一方当事者が多数人であり、あらかじめ画一的な契約条項が準備されています。契約の相手方は、細かい約款の内容を認識していないこともあります。

相手方は約款の内容を理解して合意したとはいえ、契約の拘束力が認められるのか、不明確な状態でした。

③ そこで、改正法は、「約款」のうち中核的な類型といえるものを抽出して「定型約款」とし、ルールを定めました。

四

改正の内容

① 改正法は、定型取引を行う合意をした場合に、（一）定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき、又は（二）定型約款準備者（定型約款を準備した者）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたときには、定型約款の個別の条項についても合意したものとみなしています（第五四八条の二第一項、みなし合意）。

② 改正法は、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして信義則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなすとして（第五四八条の二第二項、みなし合意の除外）、不当な条項から相手方を保護しています。

③ また、改正法は、相手方から定型約款の開示請求があった場合の開示義務（第五四八の三第一項本文）、定型約款の事前開示を不当に拒んだ場合にみなし

合意を排除すること（第五四八の三第二項）、定型約款に変更条項がない場合でも一定の場合には条項を変更できる（第五四八条の四）ことを規定しています。

五 今後の対応

定型取引の合意をする書面においては、条項の内容を合理的なものにし、四の①記載の要件を満たすよう準備する必要があります。

② 契約不適合責任について

弁護士 飯野 豪

一 本年四月一日より、債権法の改正を行う法律が施行されました。本項では、売買の目的物に不都合が生じている場合に問題とされてきた瑕疵担保責任が契約不適合責任としてどのように整理されたか、簡潔に紹介させていただきます。

二 かつての瑕疵担保責任においては、目的物（中古パソコン等の特定物に限られます）に「隠れた瑕疵」があるとき、買主が解除や損害賠償請求を行うことができるとされてきました。なお、買主は、瑕疵担保責任を追及するために権利行使を行う必要があるとされてきました。

三 改正民法の契約不適合責任においては、売買の目的物に関する制限がなくなり、新品のパソコン等、

当該目的物の個性に着目しない物品も対象に含まれます。また、「隠れた瑕疵」という一見すると不明確な要件が改められ、目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときに責任の追及が認められるようになります。 「隠れ」ていることが不要になった点が大きな改正点かと思っています。

また、買主の救済方法についても、解除や損害賠償請求に加えて、追完請求や代金減額請求が追加され、整理されました。追完とは不適合を改めることであり、修補、代替物の引渡しや不足分の引渡しが想定されています。なお、解除、追完請求及び代金減額請求については、売主に帰責事由がなくなるとも選択可能です。

加えて、一年以内の権利行使までは不要となり、種類又は品質に関する不適合を知ってから一年以内にその旨の通知を行えばよいこととされました。権利行使まで要しないこととされたのは買主の負担軽減を図ったためであり、数量不足等その他の不適合について除外されているのは一般的な消滅時効のルールに服するのが適切と考えられたためです（消滅時効に関する改正内容は別項をご参照ください）。

此度の改正は、解釈に委ねられていた箇所を明確に定めて交通整理を行うとともに、買主による責任追及をより行いやすく改めたものといえるでしょう。

四 最後に、従前の瑕疵担保責任が妥当するか契約不適合責任が妥当するかは、問題となる契約の締結日が本年四月一日以前か以後かにより定まることを付言いたします。

③法定利率について

弁護士 並木 駿介

これまで、民事法定利率は年五%、商事法定利率は年六%でしたが、今般の改正により、民事法定利率には変動金利制が導入され、商事法定利率は廃止されました。改正法施行当初の法定利率は、年三%とされています。

実際にどのように変動するかといえますと、三年を一期として三年ごとに変動します。そして、各期の法定利率の算定方法はやや複雑ですが、簡単に説明しますと、直近の変動期における基準割合（銀行の短期貸付金利をもとに算出され、法務大臣によって告示されます。）と当期の基準割合とを比較し、その割合の差に相当する割合を直近の変動期の法定利率（改正当初は三%）に加算し、または減算することによって当期の法定利率を算出します。たとえば、改正法施行時の基準割合が二%であり、数年後のとある期（当期）の基準割合が三%となったとします。その場合、改正当初の基準割合と当期の基準割合との差である一%を、改正当初の法定利率である三%

に加算し、当期の法定利率は四%となります。なお、基準割合の差を算出する際、一%未満の端数がある場合には切り捨てますので、法定利率は一%単位で変動します。

このように、今後は、法定利率が三年ごとに変動する可能性があるため、継続的な契約などの場合には、どの時点の利率を適用するのか問題になり得るところですが、改正法では、特段の合意のない限り、「その利息が生じた最初の時点における法定利率による」（第四〇四条第一項）とされており、契約の途中で利率が変動しないよう手当てされています。

また、法定利率は、いろいろな場面に影響しますので、今般の変動金利制の導入に伴い、新たな規定も設けられました。いくつか紹介しますと、一方当事者が金銭の支払義務を遅滞した場合の遅延利息については、「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。」（第四一九条第一項）とされました。また、交通事故により亡くなった後遺障害を負ったりした場合、逸失利益を請求することができますが、その算定にあたり控除する中間利息については、「損害賠償の請求権が生じた時点（注―すなわち事故時）における法定利率により、これをする。」とされました（第四一七条の二第一項）。

なお、変動金利制の導入により、当初想定していなかった利率が適用されることもあり得るかもしれません。そのようなリスクを回避するた

めには、あらかじめ、当事者間で利率に関する合意を交わすことが有益でしょう。

④消滅時効について

弁護士 佐伯 智子

時効に関する改正点は、①消滅時効の援用者に関する事項、②時効の中断・停止に関する事項、③消滅時効の起算点及び期間に関する事項、④人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権の時効期間に関する事項、⑤不法行為の損害賠償請求権の長期の権利消滅期間に関する事項があります。

今回はそのうち大きく変わったものとして③に関する事項を取り上げたいと思います。

消滅時効とは、一定期間権利が行使されない状態が続くことにより、その権利が消滅することです。一般的には、債務を負う者が自己の債務を免れるために消滅時効を主張します。

旧法では、債権の消滅時効の起算点及び期間について、「権利を行使することができる時」から一〇年とされており、一定の業種については時効期間が一年～三年の消滅時効（旧法第一七〇条～第一七四条）や、商事債権については五年の消滅時効（旧商法第五二二条）の特例が設けられていました。

今回の改正では、短期消滅時効の特例を廃止し、時効の起算点と時効

期間について次のように統一化されました。「権利を行使することができる時」から一〇年という旧法の原則的な時効期間を維持しつつ、「権利を行使することができるときを知った時」から五年という主観的起算点からの時効期間を追加し、いずれかが経過した場合に、債権が消滅するとしています（改正法第一六六条第一項）。もともと主観的起算点といっても、客観的に権利行使が可能な状態でなければ時効期間の進行は開始しません。

契約上の債権は権利を行使することができるときと権利を行使することができるときを知った時が同一時点であることが多く、改正により、多くの債権は五年で消滅時効にかかると考えられます。他方、消費者ローンの過払い金の返還請求権のような債権は、権利を行使することができるとき（取引終了時）と権利を行使することができるときを知った時（過払いであることを知った時）が通常同一時点でないと考えられるので、いずれかが経過した時点（取引終了時から一〇年が経過した時点もしくは、過払いであることを知ってから五年経過時点のいずれか早い時点）で、時効期間が満了し消滅することになります。

また「権利を行使することができるときを知った」とは、具体的には権利の発生原因を認識していることのほか、権利行使の相手方である債務者を認識していることが必要となります。



長井 友之

駆け抜ける気概と受け入れる覚悟、共に大切なことです。歳を重ねると、この程度かな?とか、ほどほどに!等と考えがちになります。誰しも衰えはあるわけで、テーマや対象を合理的に絞ることは必要です。しかし、目標としてロックオンした以上、全力でゴールを目指し駆け抜ける気概を持ちたいものです。弁護士業務等の仕事の場合、タイムリミットが明確ですので、必要となる段取りも組み立て易く合理的なペース配分すら可能です。しかし、人生の目的(生きている証)といった範疇の事柄は、持ち時間が不明でありペース配分などあり得ません。ひたすら、実現したい境地に向かって駆け抜けるしかありません。多くの場合、突然、タイムオーバーとなるわけですが、それを受け入れる覚悟を持つておくことが肝要です。ケセラセラ・レットイットビー・色即是空ということですかね。

栗原 秀和

S・ソダーバーグ監督が二〇一一年に撮った映画「コンティジョン」を見ました。コロナ禍を予言しているような内容で、その先見の明に驚きを禁じ得ません。女優達の演技も真に迫っています。主役級女優のG・パルトロウが、ウイルスに罹患し泡を吐いて早々に死亡するのみならず、頭部を解剖されるシーンまで出て

くるのを見ると、ハリウッド女優の俳優魂の半端なさを感じます。インターネットを利用して政府の対策に異議を唱え、治療に効果があるという「レングヨウ」の服用を大衆に広めて大金を儲ける人物の造形は、まさに強欲資本主義の姿であるとともに、アメリカ人における宗教のあり方も示唆しており、興味深いです。

田島慎太郎

二〇二〇年になって明いニュースが乏しいので、現実逃避を兼ねて二〇一九年の重大ニュースを調べてみました。

「天皇陛下即位、令和に改元」↓令和、すっかり定着しましたがまだ1年ちょっとしか経っていませんね。／ラグビーワールドカップ日本八強↓まだ一年過ぎています。だいたい前の話のような気がします。／イチロー引退↓あれ、そんなに最近だったけ…

概ねそんな印象で、いろいろなことが実際以上に昔のことに感じられるのは私の記憶力が劣っているせいだと思っています。しかし、七月一七日、「新型コロナナウイルスの影響で脱・東京の動きがあり、郊外の海沿いの一戸建て住宅などが人気である」という報道に接してさすがに驚いてしまいました。ちなみに番組で紹介されていたのは茨城県の沿岸の住宅でした。みんな東日本大震災の津波は忘れてしまったの?一〇年も経っていないのに…人間の記憶と直感は当てにならないことを再認識させられました。

佐藤 亮

私事ですが、本年五月八日、三女を授かりました。

妻・三女共にしばらく入院し(現在は、母子共に、健康に過ごしています)、長女の小学校入学と新型コロナナウイルス感染症拡大による休校・自宅学習で、今まで経験したことがないくらいバタバタとした生活を送りました。

また、六月から八月まで、当事務所で、司法修習生が実務修習を行っており、私が指導を担当しています。教えられることも多く、毎日、新鮮な気持ちで過ごすと共に、法的知識を常にアップデートする必要性を痛感します。

私たちの周りの自然・社会環境は常に変化しています。柔軟かつ迅速に対応できるように、準備しなければと考えています。

飯野 豪

今年前半を振り返って印象深かったのは、やはり新型コロナナウイルスに関する経験です。まずは、この度の新型コロナナウイルス禍に関して苦労された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

医療体制が整っていると信じていた我が国において、感染症が仕事の進め方や学校等の運営にこれほど大きなインパクトを与えることがあるのかと驚きました。不安や不便を感じることも多かったですが、妻や娘と過ごす時間も増え、家族の絆を強くすることができた点は怪我の功名でした。ウィズコロナの時代をどのように駆け抜けるか検討しつつ、皆様のお役に立てるよう精進してまいりますので、

今後ともよろしくお願い申し上げます。

並木 駿介

学生の頃から、将棋のプロ棋士の対局を観戦することが趣味なのですが、皆様ご存じのとおり、今、将棋界は、藤井聡太棋聖一色です。本稿の執筆時点での肩書きは「棋聖」ですが、本誌が皆様のお手元に届く頃には王位のタイトルも獲得し、「二冠」となっているかもしれません。

藤井棋聖の尊敬すべきところは、煌めくような圧倒的才能に恵まれ、連戦連勝を重ねながらも、常に謙虚な姿勢を崩さず、向上心をもって研鑽に励み続けることができる点ではないかと思っています。初タイトル獲得後、藤井棋聖が色紙に揮毫した言葉は、「探究」でした。残念ながら圧倒的才能に恵まれていない私としては、せめて、謙虚な姿勢や飽くなき向上心だけでも見習いたいと思います。

佐伯 智子

今年はかつてない事態が起こり、春の訪れや新緑の美しさなど四季を感じることもなく今に至ってしまったという印象です。いろいろなることが制約され、また子供たちと約三か月外出することなく一日中一緒にいるということも経験しました。子供たちと長期間家で過ごすこともなかなかない機会だったので、もっと穏やかに充実して過ごせればと後悔もあります。仕事をしながら、勉強を教えて三食作って家事をしてと家族元気に乗り切ただけでも自分を褒めてあげたいと思います。これまで当たり前のように過ぎていた日々がいかに有難いことであつたかと実感するとともに、この難局を無事に乗り越えることができるよう願うばかりです。